

認定(指定)申請/認定(指定)取消申請手数料

認定等の種類	関係条文	手数料
仮使用認定	第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号	126,000円
道の位置の指定、変更又は廃止	第42条第1項第5号	50,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	第43条第2項第1号	31,000円
道路内における建築認定	第44条第1項第3号	28,000円
容積率の特例認定	第52条第6項第3号	28,000円
建築物の高さの特例認定	第55条第2項	28,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	第57条第1項	28,000円
特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	敷地数2で110,000円、3以上の場合2を超える敷地ごとに32,000円を加算
特例容積率の限度の指定の取消し	第57条の3第1項	6,400円
再開発等促進区等内の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外認定	第68条の3第1項、第2項、第3項	28,000円
開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定	第68条の3第7項	28,000円
容積率の最高限度を区域の特性と公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の容積率制限の適用除外認定	第68条の4	28,000円
防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定	第68条の5の2	28,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の容積率又は高さ制限の適用除外認定	第68条の5の5第1項、第2項	28,000円
地区計画等の区域内の建蔽率の特例の認定	第68条の5の6	28,000円
一団地の総合的設計に関する特例の認定	第86条第1項	1棟又は2棟で82,000円、3以上の場合2を超える1棟ごとに29,000円を加算
連担建築物設計に関する特例の認定	第86条第2項	1棟（既存以外）で82,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算
公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定	第86条の2第1項	1棟（一敷地内認定建築物以外）で82,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項	6,900+棟数(現に存するもの)×13,000円
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外の認定	第86条の6第2項	28,000円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	第86条の8第1項 第87条の2第1項	28,000円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第86条の8第3項	28,000円
建築物の敷地の前面道路に関する特例認定	施行令第131条の2第2項	28,000円
建築物の壁面線に関する特例認定	施行令第131条の2第3項	28,000円
既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定	施行令第137条の12第6項	28,000円
既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定	施行令第137条の12第7項	28,000円
建築物の移転認定	施行令第137条の16第2号	28,000円